

携帯電話のインターネット有害情報対策

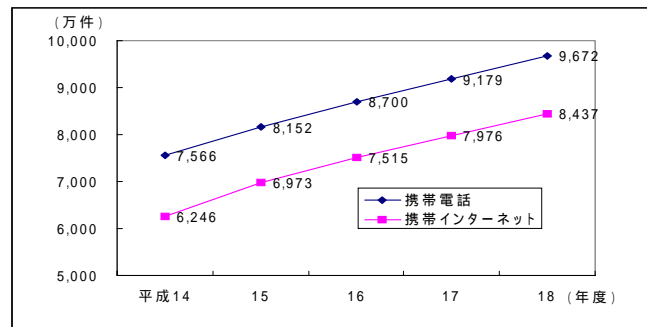
携帯電話から出会い系サイトなどの有害情報に接し、多数の青少年が事件に巻き込まれている。被害から守る有効な対策がフィルタリングであるが、その認知度や利用の状況はいまだ不十分である。今後、都は、青少年に対する情報モラル教育の充実や、保護者や販売事業者等に対する一層の普及啓発など、フィルタリングの利用促進に向けた取組を強化していく必要がある。

1 携帯電話によるインターネットの普及と青少年に係る事件の状況

(1) 増加する携帯電話等の契約件数

インターネットを利用するための主な機器としては、パソコンのほかに携帯電話がある。全国の携帯電話によるインターネット接続サービスの契約件数は増加を続け、平成18年度は約8,437万件となっており、携帯電話の契約件数全体の87.2%を占めている(図1)。

図1：携帯電話・携帯インターネット契約件数の推移

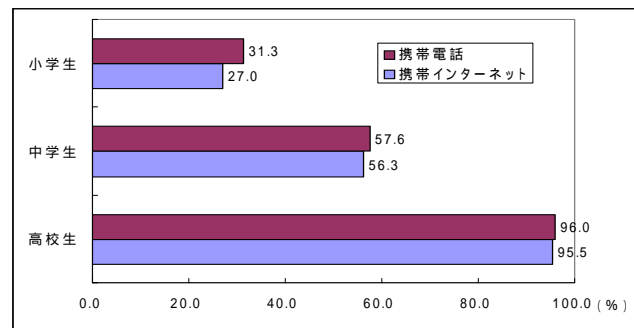


出所：(社)電気通信事業者協会 HP より作成

(2) 青少年の携帯電話等の利用状況

平成19年7月に内閣府が公表した調査によると、携帯電話からインターネットを利用している小学生は27.0%、中学生56.3%、高校生95.5%となっており、中学生から高校生にかけて利用が拡大している状況にある(図2)。

図2：携帯電話・携帯インターネットの利用状況

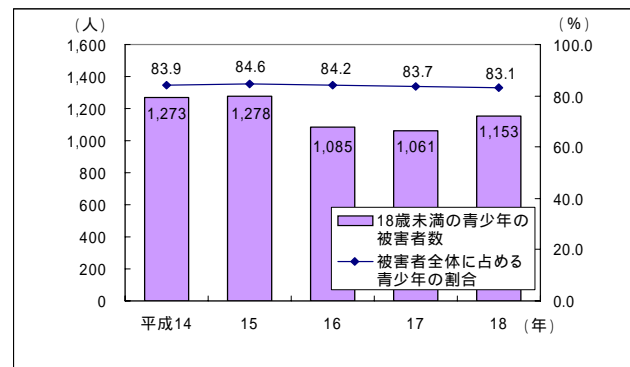


出所：内閣府「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」(平成19年7月)

(3) 青少年に係る事件の状況

こうした中、18歳未満の青少年が携帯電話から出会い系サイト()などの有害な情報にアクセスし、事件に巻き込まれるケースが多発している。警察庁によると、平成18年の出会い系サイトに関係した事件の被害者のうち、青少年は1,153人であり、被害者全体の83.1%を占めている(図3)。このうち、出会い系サイトのアクセス手段として携帯電話を使用した青少年は1,114人で96.6%に上っている。

図3：出会い系サイト関係事件における青少年の被害状況



出所：警察庁資料より作成

出会い系サイト...インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板等

2 子どもを守る対策～フィルタリング

インターネット上の有害情報から子どもを守るための有効な対策として、フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)がある。フィルタリングは、インターネットのページを「表示してよいもの」と「表示禁止のもの」に分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできなくするなどの機能で、3つの方式があり、組み合わせた利用も可能である(図4)。

携帯電話事業者3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)は、フィルタリングサービスを無料で提供している。なお、サービスの利用には、申し込みが必要である。

図4：フィルタリングの3つの方式

ホワイトリスト方式	子どもにとって安全で有益と考えられるサイトのみアクセス可能とし、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式。
ブラックリスト方式	出会い系サイトなど、子どもに有害と思われる特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限する方式。
利用時間制限	子どもが一人で夜中にインターネットにアクセスすることができないよう、夜間から早朝にかけてすべてのアクセスを停止する方式。

出所：総務省資料より作成

3 国の取組

(1) 出会い系サイト規制法

平成15年9月、出会い系サイトを利用した児童買春などの犯罪から18歳未満の児童を守ることを目的として、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」が施行された。この法律により、児童に対し出会い系サイトを通じて性交の相手となることや金銭を目的とした交際を求めること(不正誘引)が禁止され、違反した場合は100万円以下の罰金が科される。また、同法は、児童の出会い系サイト利用防止に関する事業者、保護者、国等の責務などについて規定している。なお、平成18年の不正誘引の検挙件数は47件となっている。

(2) フィルタリングの普及促進

平成18年11月、総務省は携帯電話事業者及び(社)電気通信事業者協会に対し、フィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう要請を行った。これを受け、携帯電話事業者等は、以下の取組を表明した。

1 フィルタリングサービスの推奨強化

- (1) サービス利用の有無に関する親権者の意思確認の徹底(親権者同意書の改善など)
- (2) 受付方法の改善(親権者の意思が確認できない場合のインターネット申込み受付拒否)

2 フィルタリングサービスの周知啓発強化

- (1) PRキャンペーンの強化(ポスター、チラシの配布など) (ロゴマーク)
- (2) ロゴマークの利用促進(パソコン関係事業者等への利用の働きかけ)
- (3) 各種ツールなどによる周知の実施(請求書同封物での告知など)

3 販売店等への指導強化(マニュアルの見直しなど)

4 ユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの提供

(アンケート調査等によるニーズの把握など)

5 定期的な評価の実施(認知率調査の実施など)



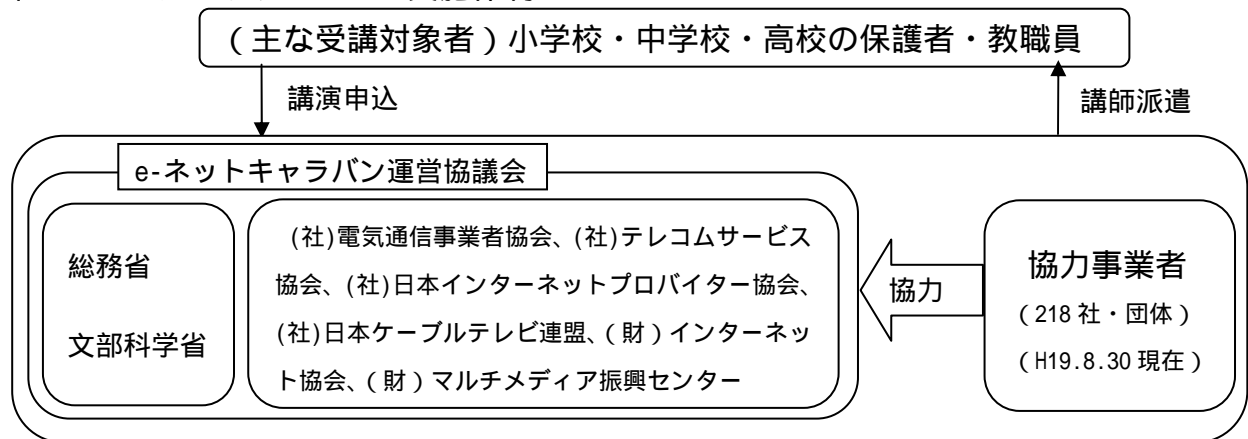
出所：(社)電気通信事業者協会 HP

平成 19 年 2 月には、総務省、警察庁及び文部科学省が合同で、都道府県、教育委員会及び都道府県警察等に対し、学校関係者や保護者をはじめ住民へのリーフレット等を活用した啓発活動に取り組むよう通知を行っている。

(3) e-ネットキャラバン

総務省、文部科学省、(社) 電気通信事業者協会など通信業界 6 団体は、平成 18 年 4 月から 21 年 3 月までの 3 年間、主に保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発講座「e-ネット安心講座通信業界キャラバン (e-ネットキャラバン) 」を全国で実施する。e-ネットキャラバンは、通信事業者等が講師を派遣し、出会い系サイトなどインターネットを通じた犯罪に関する情報や迷惑メール等の実態、その対処方法等について講演を行う。平成 18 年度は 453 件開催され、約 49,000 名が受講している (図 5) 。

図 5 : e-ネットキャラバンの実施体制



出所 : e-ネットキャラバンホームページより作成

4 都の取組

(1) 青少年健全育成条例の改正

都は、平成 17 年 3 月に「東京都青少年の健全な育成に関する条例(青少年健全育成条例) 」を改正し、インターネットの有害情報への対応として、フィルタリングサービスの利用等に関する事業者、保護者等、都の責務について新たに規定を設けた (図 6) 。

図 6 : 青少年健全育成条例 (平成 17 年改正) の概要 いずれも努力義務

事業者の責務	保護者等の責務	都の責務
<p>インターネット事業者 (携帯電話事業者、プロバイダなど) は、フィルタリングサービスを開発するとともに、利用者にサービスを提供する。</p> <p>利用者に青少年が含まれる場合は、契約時にフィルタリングサービスを告知し、利用を勧奨する。</p> <p>インターネット喫茶は、青少年が利用する場合、フィルタリング付の機器を提供する。</p>	<p>保護者は、フィルタリングサービスを利用し、インターネットを青少年に適正に利用させる。</p> <p>保護者、青少年の育成に関わる者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害について教育する。</p>	<p>インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策を推進する。</p>

都の責務は 17 年 4 月 1 日、事業者及び保護者等の責務は 17 年 10 月 1 日施行。

都は、平成 18 年 3 月、家電量販店や携帯電話販売店等に対し、フィルタリングサービスの告知・勧奨の状況等について実態調査を行った。

この結果、告知・勧奨を行っていないとの回答が 46.9%と半数近くを占めている状況等を踏まえ、平成 19 年 3 月、青少年健全育成条例を再度改正し、これらの販売事業者等に対しても、インターネット事業者と同様にフィルタリングサービスの告知、勧奨の努力義務を規定した（図 7）。

（2）普及啓発の取組

都は、平成 17 年 9 月から「インターネットの有害情報から子どもを守ろう！！東京大作戦」として、通信業界団体、携帯電話事業者等と協力し、PR イベントの開催など普及啓発活動に取り組んでいる。19 年 6 月にはこれらの団体に加え、家電販売店、保護者団体等の出席のもと、フィルタリングの利用促進に向けた意見交換会を行った。また、青少年がインターネットや携帯電話を利用する際に必要なルールやマナーの知識を、トラブル事例を通して紹介する「インターネットガイドブック」を作成し、小学生の保護者や教員に配布するなど、家庭や学校での活用を図っている。

図 7：青少年健全育成条例

（平成 19 年改正）

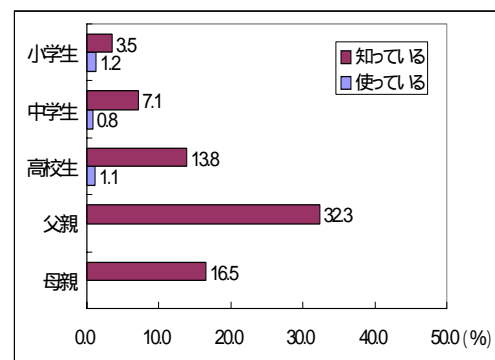
インターネット事業者のために契約の媒介、取次ぎ、代理を行う者（家電量販店、携帯電話販売店など）は、利用者に青少年が含まれる場合は契約の媒介等を行う際にフィルタリングサービスを告知し、利用を勧奨する。

19 年 7 月 1 日施行。

携帯電話のフィルタリングサービスの認知・利用状況

平成 19 年 7 月に内閣府が公表した調査によると、携帯電話でインターネットを利用している青少年のうち、「フィルタリングサービスを知っている」小学生は 3.5%、中学生 7.1%、高校生 13.8%、保護者については父親 32.3%、母親 16.5%となっている。

また、「フィルタリングサービスを使っている」小学生は 1.2%、中学生 0.8%、高校生 1.1%と、認知度、利用率ともに低い状況にある。



出所：内閣府「第 5 回情報化社会と青少年に関する意識調査」（平成 19 年 7 月）より作成

5 今後の課題

子どもが携帯電話を持つことで、保護者にとっては居場所の確認や緊急の連絡が容易となるなど安心・安全が図られる反面、子どもがインターネットの有害情報に接し、犯罪に巻き込まれる危険性が高まる。

青少年を有害情報や犯罪被害から守るためには、フィルタリングが有効であるが、その認知度や利用の状況は、いまだ不十分である。今後、都は、青少年に対する情報モラル教育の充実や、保護者や販売事業者等に対する一層の普及啓発など、フィルタリングの利用促進に向けた取組を強化していく必要がある。